

水戸地方裁判所委員会（第8回）議事概要

（水戸地方裁判所委員会事務局）

- 1 開催日時 平成18年7月13日（木）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）
荒木真人，飯塚和之，池田數和，石渡千恵子，一宮なほみ，
佐谷道浩，志田博文，藺部久子，友末忠徳，中泉弘子，野口芳男，
林正彦，松本治郎，村上正子（敬称略）（渡邊 昭委員は欠席）
（事務局等）
五十嵐篤実事務局長，林亨民事首席書記官，
赤坂清貴刑事首席書記官，富澤誠事務局次長，
河本泰彦刑事次席書記官，柳谷守昭総務課長，
竹村彰修総務課課長補佐
- 4 テーマ
 - (1) 裁判員制度の広報活動について
 - (2) 職員の研鑽について
- 5 配布資料
 - (1) 裁判員制度広報活動一覧表
 - (2) 裁判員制度関連新聞記事
 - (3) 裁判員制度広報用映画「評議」パンフレット
 - (4) 茨城県の法教育への取組について
- 6 議事
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 新任委員（荒木真人，志田博文）自己紹介
 - (3) 委員長代理の指名

(4) 第7回以降の裁判員制度広報活動の報告

別紙第1のとおり

(発言者： は委員長， は学識経験者， は裁判官委員， は法曹委員)

(5) 職員の研鑽について

別紙第2のとおり

(発言者： は委員長， は学識経験者， は裁判官委員， は法曹委員)

(6) 次回テーマ及び次回期日

次回テーマは「犯罪被害者支援に対する裁判所の取組について」とし，次回期日は，平成18年12月12日(火)とする。

(別紙第1)

(最高裁判所作成のDVD「評議」の予告編及び水戸地方裁判所が独自に作成した広報用DVDの一部を上映)

それでは、裁判員制度の広報活動の意見交換に入りたいと思います。御意見等をお願いいたします。

最高裁作成の「評議」、水戸地裁作成のDVD、本当に良く出来ていると思います。特に、水戸地裁で作成されたものは、裁判官が出演されたりして親しみやすい感じがします。ただ、裁判員制度が始まると、今の裁判と比較して何がどのように変わるのかという部分をもっと説明していただく必要があると思います。

今は、時間の関係で、一部しか御覧いただけませんでした。現在の手続と裁判員裁判の手続とをDVDの中でも、分かりやすく、対比しながら講演している部分がありますので、もしよろしければ、DVDをお貸ししますので、見ていただきたいと思います。

本当におっしゃるとおりで、何をやるのか、どういう目的でやるのかとかどこが違ってくるのかということを知っていただくことは、とても大切なことだと思っておりますので、そういう観点でのものも盛り込んで作っております。

よく行政の方々とお話するんですが、法務省とか裁判所、地方自治体とのチャンネルがないんですよ。ですから、地方の役場、市役所等行きますと、では、どこが担当するのか、じゃあ、どこがどういうふうな関わりをもって進めるのかってことがなかなか明確に、行政の方でも、「いや、そっちがやった方がいいだろう。」、あの私達もやっている「社会を明るくする運動」なんかにつきましても、「いや、教育委員会がやれ。」とか、「いや、福祉課がやれ。」とかというふうなことで、やはりチャンネルがないと自治体っていうのは、なかなか機能するのが難しいところがあるような気がします。そういう面で、法務省とか裁判所っていうのは、日常的に今まで行政、自治体とのチャンネルがないものですから、ど

こを叩けばどういう音がでてくるのかってということがちょっとなかなか受ける方でもできない、××委員なんかよく地方をお回りになってるから存じ上げてると思いますが、そういう部分はなかったでしょうかね。

確かに、もっと行政サイドから門戸を開放して、一般県民とのチャンネルみたいなものを積極的に作っていただいた方がいろんな広報ということ言えば、周知徹底しやすいんだと思うんですね。どうしてもこちらから入っていかないと対応してくださらないという部分があるような気がいたします。それとついでにちょっとお話をさせていただきますが、私、××クラブのメンバーになっておりましてプログラム委員長というのを経営しておりまして、これは毎週火曜日に会合があるんですが、その時に卓話をしていただく講師の選定をさせていただいております。××委員にも9月に御出席いただけるってということで大変喜んでいますが、県内、多分、××クラブだけでも60から70位あるはずですから、××委員は、お忙しくてらっしゃるんで御自分で全部というのはもともと無理だと思いますが、皆さんで手分けをなさって、各クラブにお話をなさればどのクラブも卓話の講師を選定するのに結構苦労しておりまして、非常に喜んでそういう機会を作らせていただけるのかなというふうに思っておりますので、是非、御対応いただければと思います。

それと手前どもの組織で大変恐縮なんですけど、××懇話会というものを県内5つ設けております。政治経済いろんな話を中央から講師等お招きをして、毎月そういう講演会をさせていただいているんですが、大変ありがたいことに水戸地方検察庁の検事正が、9月には××懇話会の講師として御出席いただいて、やはり、裁判員制度についての御講義をいただけるというお話で、できましたら、残りの4つの××懇話会でも順次来ていただいて、そういう機会をどんどん作っていければなというふうに思っております。

ですから、県内いろんなところにいろんな広報のツールっていうんでしょうかね、広報の機会がございますので、それをフルに活用なさることによって県内隅

々浸透するのかなと思っております。それと手前ども紙面を作っております。××委員にもかつて5, 6回ですか, 連載をしていただいて大変好評だったんですが, ここまで煮詰まってくるともう少しその具体例, 先程, ××委員さんからもありましたが, 少し具体的に, こういうふうな対応をしてこういうふうになるんだ, しかもそれが, 分かりやすく理解しやすいような形での連載等, 折に触れてやっていただければありがたいと思いますし, それともう一つ, 例えば, 新聞の1ページを使いまして, 関係者集まって座談会をしていただいて, そこで, もうざっくばらんに「こういうふうな県民に期待するんだ。」「こういうことが変わるんだ。」とか話を広げて, その1ページをお読みいただければ全部分かるような, そういうことも一度なさるといいのかなと。そのためでしたら我々も, 紙面を御提供させていただけるのかなと思っております。それともう一つちょっと長々と恐縮ですが, 広報ということではありませんで, 今のところ水戸地方裁判所だけで, 県内は多分, 裁判員裁判はなさるんだらう, そういうお話も聞いておりますが, ただ, 茨城県大変広うございまして, 南の方, 西の方から水戸にお見えになるのに2時間位かかるケースもあるわけですね。これは, 将来の問題になるんだらうと思いますが, 少なくとも土浦支部は, その開催の対象にさせていただいて, なるべく裁判員に選任された方の御負担を減らすような, そういう対応もしていただけるとありがたいと思います。水戸だけですと, 水戸に来るだけでも本当に大変な方もいらっしゃると思いますので, その点お願いできればと思っております。ちょっと長々と失礼いたしました。

いろいろと, 広報のツールを教えていただきましてありがとうございました。本当におっしゃるとおりで, まずは, どういう所に話を持っていけばいいのかというところから始まった話で, たまたま, 知事に御理解をいただきましたので, こういう形で市長村長の方々に非常に好意的に対応していただいている関係で, 各市町村では, 独自に図書館での上映会とか職員への上映会もしていただいております。その他に, 生涯学習とか男女共同参画とかそういう所で取り上げていた

だけるといふふうに聞いておりますが、今のように、ちょうど働いている方達とか、特に、裁判員を出していただく事業者の方達とか、そういう所への広報をこれからのテーマとしていく時期になっておりますので、検事正もそういう形で行かれるということなんだと思うんですけども、呼んでいただけるということは、とてもありがたいと思っております。是非、他の方々もこういうのがあるという所を御存知でしたら教えていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。その関係でなくても、もっと御感想でも御意見でも結構なんですけれども。

生涯学習ということですね、県でも4つありますね。県北生涯学習センターが8月にオープンしますし、あと市町村があって、それから公民館があります。今年度の分については、だいたいもうカリキュラム組んでるかと思うんですけど、あとまだ3年あるので、例えば、来年度あたりに身近な法律だとか、そういう時間の中で裁判員制度をやるとかですね、そういうことをしていくと一般の人が聞けると思います。また、生涯学習を受けようとしている人ですので、少し意欲的になっているのでいいかなと思います。

他にはいかがでしょうか。

裁判員を送り出すのは、雇用主であります。これはもう公民権行使というか、義務になるわけだから、普通の成人男女を扱っている企業側では、指名されたら従業員を送り出してもらわなくちゃいけない。そういう広報活動を我々サイドでやらなくちゃいけないと思って、一昨年でしたか、この制度が決まった時、経営者協会の役員会において、所長さんにお話をいただいた。来年、再来年は、これは相当やっていかないと、本人がなかなか出にくいような状況ではまずいだろうと思います。広報活動をやらなくちゃいけないなと考えています。

もう一つは、アイデアですが、私は、高等学校を卒業するまでの間には、必ず見せておいてもらいたい。だいたい、県立高校100校位ある。これをやって生

徒さんが2年後には20歳になって、当然、主役になる。対象になるわけです。これは、学習としてやってもらえるような仕掛けを考えて、その時に大事なものは、先生方にその意識を持ってもらうことだと思ふ。その媒体として広報活動をするような仕掛けにした方がいい。高校だけではなく、小中学校レベルですと、これはどの程度なのか分かりませんが、PTAとかいろんな形の中で、やはり、親御さんの学習も兼ねて、今、安全とか安心とかいろんなことが話題になっている教育現場だろうと思ふ。そういうことを含めて、是非、法曹三者の方々が出向いて出前講義等をやっていたら、今日、明日そして、長い目での県民の学習広報活動になるのではないかと思ふので、お考えいただきたい。

前回はそういうようなお話をいただきまして、その後、今日の資料の4ページに7月の予定という所の一番下の7月の28日に、高校の先生の初任者研修講座に講演に行くというようなことで、これがあと8月と11月にそれぞれ中学も小学校も予定されております。学校の方への出前講義とか働きかけは、度々させていただいているので、最近は大分、法廷傍聴等の申入れも多くて裁判所自体がにぎわっておりますけれども。

××委員の方はいかがですか。見学が多くなっていませんか。

申込が増えてますし、傍聴後の質問も鋭いものがあったり、その効果が出てるんじゃないかという気がしています。

××委員、どうぞ。

教育委員会の方で、法教育でどの程度のことをしているかということについて参考資料をちょっとお持ちしたので、後でちょっと配布していただけたらと思います。

他にはいかがでしょうか。検察庁の方も大分、積極的に取り組まれておられると思うんですけどもいかがですか。

検察庁の方でも、裁判所と並行して広報活動をかなり重点的にやっております。昨年は、パンフレット配布を各企業等に行ったほか、中学校を中心に先程でい

た出前講義っていうんですかね、出向いて中学生の前で裁判員制度を説明すると。実際には、検事が出向いて説明したのもございます。ただ、まわった箇所が、どうしても限定的で、先程挙げられた百何十校ですか、とてもまわっていないです。これから、できればそういうこともやりたいって考えてはいるんですけども、裁判所の方も同様だと思うんですが、いわゆる広報要員の確保がなかなか難しくてですね、実のところ。本来は、例えば、検事がそれに準じた者が、実際に裁判に携わって経験のある者が行けばいいんですけども、なかなかそこまで手がまわっていないってことで、できるだけ直接行くのが望ましいんですけど、それに代わってビデオの配布で、今まかなっているところです。

今日、お話をうかがっていると企業の方のほうの関係やそれからさっき言った××クラブとかですね、そういった方々のほうでかなり潜在的な要望があるということですから、うちの方もそれを受けて最近、計画をようやく始めたんですけども、もう少し、全体的な層へ広げないといけないっていう危機感は持っております。ただ、どうしたらいいのかっていうのが正直なところでして、今は、やれるところから始めるという段階です。ただ、先程もありましたけど、あと3年ということになってきましたので、やはり、もう、すぐ目の前にきてますので、できる限りこちらのほうも広報活動に力を注ぎたいということを考えておりますので、裁判所だけではなくて、検察庁も広報活動をやっておりますので、できれば、お声を掛けていただけると、検事ってどんな人かっていうのを見たいという要望も結構あるようですのでよろしくをお願いします。

ありがとうございます。先程も御紹介いたしましたように広報活動については、裁判所だけが独自でやっておるわけではなくて、ワーキングチームを作って検察庁と弁護士会と連携しまして手分けをして講演等に伺っているというふうにやっておりますので、その点は誤解はされていないと思います。

公民館への講演会等は、去年は、活発に行ったというふうに聞いております。今年は、こういう形で市町村にお願いして、また、来年以降は、具体的な裁判員

の選任とかどういうかたちで選ばれるとかというところの詳細が決まってまいりますので、それを受けて企業のほうに具体的にお願いにあがるというような手順になるかと思えます。秋以降には多分、そういう形でのお願いをすると思えますので、是非、御協力をよろしくお願いしたいと思えます。模擬裁判についてはいかがだったでしょうか。××委員は御覧になりました。

模擬裁判は、2日あったうちの1日しかみられなかったんですが、弁護士会は、過去2回の模擬裁判では2連敗してまして、今回は、必勝を期してですね、これは無罪をとりに行くということで、ベテラン・中堅・若手と組んで一生懸命やっただけですけども、結果は、実刑になりましてですね、せめて、執行猶予に思っただけですが、だめだったんですけども。

もう、3回目ということでだんだん慣れてきた面もあるんですが、いろいろ試行錯誤でやっぱりまだやっけてまして、今回は、パワーポイントを使わずにどの程度、弁論等もできるかということも試したようですが、確かに、ちょっと離れた目で傍聴席から見ていると、先程、××委員がおっしゃったように、やはり、分かりにくかったという面はあったかもしれません。とにかく、回数を重ねて、試行錯誤ですので試しにやってみて、今度これが分かりにくければ、今度はこういうやりかたでという形でいろいろやっていきたいと思ってます。

当事者になると依頼者ないし自分サイドに有利な結論を得たいという気持ちですが、どうしても強くなります。ですから、当然、裁判員の皆さんに分かっていただきたいという気持ちと同時に分かりやすくやって逆に無罪がとれなかったり執行猶予がとれなかったりしたら困るという気持ちも、どうしても持ってしまいます。言えるのに省略するってことは、すごく勇気がいることなんですね。もうなんでも言っておきたいっていうのが、当事者の気持ち。ですからどうしてもあういう弁論になってしまうところがありまして、そのあたりは評議の中で、適宜、裁判官から裁判員の方にフォローしていただくっていう必要性はどうしてもでてくるのかなっとは思っていますが、とは言いながら、もちろん第一次的責任は我

々にあるので、そこをさらに研鑽していきたいと思います。それから傍聴しているの感想としては、評議の時に量刑の議論が出たときに裁判官はもう何の問題もなく実刑の意見ばかりがでたんですが、裁判員の方々の中で、「これで刑務所いさせるのはな。」って素朴な声が、ぱっぱと2、3でたんですね。確かに、強盗致傷っていうのは法律家の感覚からするとついこの前までは、執行猶予も絶対つかない重罪だったんです。最近の法改正で執行猶予もつくようになったんですが、求刑もあったり量刑基準などが配られたりしてそこで評議の話になったんですが、裁判員制度の一つの目玉としては、やはり量刑に市民感覚をいかすということになると思いますので、今回は、いろんな制約の中でそういうふうになったのかもしれませんが、やっぱり刑務所にいれるべきなのか執行猶予になるべきなのか、そういうときにやはり我々法律家が、哲学を問われる所もあると思うんですね。裁判官は、どういうときに実刑にしてどういうときにどういう気持ちで執行猶予にしてきたのか、そういったあたりをもう本当になんて言うんでしょう、実際ときには、哲学とか人間性まで問われるような評議になるのかなと感じたしだいです。終わった後で意見交換みたいなものがありましたけども、アンケート等もやられたと思うんですね。もし、経験された方、傍聴された方で特徴的な御意見とかアンケートがあったのであれば、後で御紹介いただきたいなと思っています。以上です。

検察官としての御感想はいかがですか。

検察官の方ですが、今回は、公判部公判担当の若手検事3人が主力で公判にたちまして、私とか検事正が、公判傍聴で客観的にみようということで2日間、私は傍聴したんですけれども、検察庁の、まず、今回の模擬裁判の基本的スタンスなんですけど、若手のほうが考えたスタンスなんですけれども、できるだけ網羅的にやったらどれ位のことが検察庁として主張、立証できるだろうという観点から、ちょっとかなり量的に無理をしてしまいまして、冒頭陳述も論告も長過ぎましたね。こちらでみていてちょっと書面に縛られすぎたなということ、それから証人

尋問や被告人質問も裁判員の方を向いて、必要な情報を与えるという事じゃなくて、立証しなきゃいけないことを全部やってしまおうという感じで、ちょっと早口になったり、質問の方もどこがポイントなのかよく分からないという点がありまして、そういった点は反省をいたしました。やっぱり感じたのは、先程、××委員からも出たんですが、裁判員制度では、分かりやすさ、一般の方が、なるほどここが問題点で、ここはこういう判断をすればこういう結論に成らざるを得ないんだというところを納得されないとやっぱり難しいというのが非常によく分かりまして、法律家の従前の慣れた感覚では、やはりいけないというのが分かりました。そういう点を踏まえてこちらとしては、今後、また模擬裁判が続くので、これをいかして今度は完結型を検討したいと考えております。それから証拠も厳選し、やはり、もう少し絞らないと、裁判員の方にはちょっと量的に多すぎたという反省もありまして、今後の課題にしたいと思っております。それから、先程ちょっと××委員からも出たんですが、やっぱり検察側としては、量刑の問題ですね。これが、どれ位市民感覚とずれているのかが、大変気になるところで、先程も、御指摘あったんですけど、やはり執行猶予の意見がありましたよね。あれをどの程度、実際に反映させるのかということもちょっと考えてやるべきなんだろうなということも意見としてはでておりまして、今後の裁判員制度で大きく量刑のバランスが変わるかなっていう期待感というかなんていうか、そういった点もありまして、相当こちらとしては、準備が必要だなというのは思っています。ただ、いずれにしても一番気になったのは、裁判員の方の判断ですね。こちらが思っていた以上に、かなりの的確な判断をあれだけの時間でやっていただいたことは、心強いかぎりでした。もう少し、「何をどうしていいか分からない。」っていうか「事実認定なんかもよく分かりません。」っていう意見が、たくさんでるのかなと思ったら、意外に証拠をきちっと見た上でのことではないかもしれないんですけど、「私は、こう思う。」という判断をしていただいたので、これは、市民が参加するということはクリアできるんじゃないかなという印象を持ちまし

た。ですから、これから広報していく上でも、ああいったものを踏まえて、一般の方も重い事件について、「私が、判断をしていいのか。」っていうその責任の重さについて、かなり後退した意見があるんですけど、そうじゃなくて、そういうことは、市民感覚で十分やれることだし、やるということが、今回の目的だということをアピールしていきたいと思っております。模擬裁判からちょっと外れるかもしれませんが、そういったことで今回の模擬裁判については、かなり反省点が多かったっていうことを御報告いたします。

どうもありがとうございました。今の点について、何か御質問とか御意見とかありますでしょうか。模擬裁判を傍聴していただいている一般の委員の方に、御意見というのは難しいかもしれないんですけども、こういう形で、一般に対する広報活動とともに内部においては、やりやすい、参加していただきやすい裁判は、どういうふうなものなのかというようなことを三者で十分検討中ですので、もう少し検討が進みましたら、御説明させていただくということにしたいと思えます。

それでは、××委員の方から、先程の資料についての御説明をいただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

皆様が、様々に取り組んでくださっているところを、逆に教育委員会の方からまとめた資料というふうに御理解いただけたらと思えます。

文科省の委託事業で法的研究に取り組んだっていうのもありまして、8つの実践校で一生懸命やっておりますが、これは、非常に割合としては少ないと思われまます。

2番目の小中高の教諭を対象とした研修会は、とても大事なことだと思います。先程もありますように、小中高の新任者研修の研修講座に裁判員制度の理解と啓発ということで、今度きてくださるっていうことですが、是非、これは、毎年お願いできればと思えます。そうすると、教職員の方、新任の方が、すべて理解してそれから学校に移っていただくということになりますので、ここは、一番良い

教職員の教育の出口ではないかと思われれます。

実際に、来てくださった例につきまして、2ページあたりから弁護士会による出前授業ですか、それにつきまして、学校側からまとめるところで、高校は、確かに111校ですけれども、中学校ということになると八百何校ありまして、なかなか広報活動するのも大変だなと思います。

3ページは、中学3年で学習する社会科公民的分野では、どういう内容を扱っているかっていうことについて、サンプルというか一部分を抜粋してきたものです。学習指導要項というのがございまして、私が引いたんではなくて教育庁のほうの人が引いてくれたんですけれども、一番最後の一番下の方に線が引いてありまして、「裁判所の細かな組織や働きについて深入りをしないこと。」という注意書きが書いてあり、いかにも文科省だなというふうに思っております。

次に、教科書の一部の例ですけれども、高校3年公民だと思いますが、3枚目の一番最後の右の端の方にほんの6行ほど、国民が裁判に参加する裁判員制度についての解説が書いてございます。できれば、是非、文科省に働きかけていただきまして学校で教える部分を多くしていただけると、生徒さん達にも分かっていたところが多くなるのではないかと思います。それなりに教育庁の方も努力はしていると思いますけれども、今後とも、御指導の程よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

わかりやすくまとめていただきましてありがとうございます。

(別紙第2)

職員の研鑽と一言に申しましても、テーマが広がりますので、3つ位のテーマに分けて意見交換を行っていきたいと思います。

第1は、若手職員の育成ということで、各界の皆様が、どのようにして若手の職員の育成をしているかということをお伺いしたいと思います。

第2は、限られた人員の中で、組織全体を効果的に運営するために、どういう指導をしていけばよいかというような視点でお願いしたいと思います。

第3は、どの職場におきましても、職場内研修であるOJTが、大切だと言われることだろうと思いますけれども、皆さんの職場におかれましては、OJTでどのような工夫をされているかということをお願いしたいと思います。だいたい視点として3つということをお申し上げしているだけで、これでもうはいけないというわけではありません。

まず、第1の若手職員の育成ということは、裁判所におきましても管理職員が、苦勞しているところがございますので、いろいろと若手職員の育成につきまして御意見を伺っていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

すいません。あの、このテーマについて、私自身、あまり提供すべきものがないと思います。相手をしているのが普通の学生でありますので、職員の研鑽という形のテーマについて発言権がないと、申し訳ありません。

でも、若手の教員の方の育成とかですね、それから、職員もいろいろといらっしゃると思うんですけども。

大学の教員と職員との関係は、上下の関係にはなく、ただ、管理職等になると職員との関係ができてきます。それから、若手の教員と古手の教員との関係では、若手を育成するという関係には、大学の場合にはあまりなっていません。一種の裁判官の独立と同じようにですね、部長だからといって若い人にこうやれという

ようなことは、おそらく言えないんじゃないか、そういう問題があるんじゃないかなと、ちょっと申し訳ないんですけども。

このテーマをだしたのは、私です。すいません。私のイメージとしては、せっかく××委員が、初代職員総合研修所所長ということで、実は、私が、司法修習生の時の教官もやられている、弁護士、裁判官、検察官様々に対する教官もされた。今、職員、調査官、書記官に対する指導もされていらっしゃってきた。それから、実は、常勤職員だけでなくて研修の問題を考える時には、調停委員に対する研修っていうのも非常に問題で、私や他にも調停委員をされている先生方今日おいでですが。それからもちろん、若手の裁判官への指導といろんなことがあると思ひまして、我々から意見をいろいろ言うという前提として、まず、どういう職員がいて、それに対して、一般的にどういう研修が行われているかということが、まずないと意見を求められても皆さん難しいかなと思う、時間もちょっと限られていますが、だいたいどういう形で研鑽が行われているか、まず、御説明いただいたほうがいいのかなと思うんです。まあ、長くはいらないと思うんですが。

そうですか。

裁判所における研修は、大きくいいますと、今、お話いただきましたように私が所長を務めておりました裁判所職員総合研修所というところは、全国に一つしかなく、そこで大きくわけると養成部の研修とそれから中央研修っていう形で各研修を行っています。養成部というのは、事務官から書記官になる、それから、家庭裁判所の調査官は、一般の学生さんから採用された調査官を一人前の調査官として送り出すという書記官と調査官の養成をする所です。それから中央研修の中身では、グレード研修と言ひまして、一応一人前として送り出しますけれど、何年かごとに集まってもらって研修を行います。例えば、書記官ですと主任、次席、首席そういう管理職になった人達を集めて行うグレード研修というのがあります。その他に実務研修と言ひまして民事実務研究会、刑事実務研究会それから家庭裁判所の家事実務研究会、少年の実務研究会とかそういう形で実体的な検討

ですね。例えば、執行等であれば、どういうふうに運営すると機能的で、かつ、省力化できる、間違いがないようになるかということ各庁もちよりにして研究を行います。大きく分けるとそんなことになっております。これは、年に1回ずつ位やってもかなりの数になっておりますけれども、その他にブロック研修といって、全国で八つの高等裁判所があるわけですが、高等裁判所毎に行う研修もだいたい同じようなイメージであります。養成部研修は、やっていないですけれども、もう少し細かく、係長になった研修とか各母数がかなり書記官の場合多いですから、そういう形でブロック毎に行う研修、その他にあとは、各裁判所単位で行う研修も自庁研修と言いまして、各地で一番、今、問題となっていることについて、支部の人達も集めて本庁で研修を行います。研修の体系というのは、大体そんな形になっております。先程、ちょっと若手の研鑽ということもでておりましたけれども、最近の若手の職員全体に言えることですが、やはり、指示を待っているんじゃないかとか自発的な考えがどれだけできているんだろうかと、非常に成績も良く人あたりもいいんだけれども、本当の意味でのコミュニケーション能力がついているんだろうかとか、そういうようなところを割合と最近テーマにしております。

先程、ちょっとお話しした2番目の点については、むしろ裁判所はですね、司法制度改革が進みまして裁判員制度ももちろんのこと、いろいろな新しい制度が導入されて裁判所の仕事の間口が、広がっております。あとは、法曹人口の増加にもよって事件数がかなり増加しております。そういう中で国家公務員の定員の削減が言われておりまして裁判所職員の増加は見込まれません。むしろ5%削減というのは、国家公務員全部、各関係省庁5%削減ということで厳しい指導がありますので、増加は見込めない、団塊の世代の退職期を迎えてベテランの職員が現場を去っていくと、こういう状況にあります。そういう中で、例えば、裁判所の中では、支部とか独立簡裁とか事件数がそんなに多くななくても、やはり最低限の人員は、配置しなくてはならない、営業は、常にしているというような状況に

ありますので繁忙部署であると多くの人員を配置したいんですけども、なかなかそれができないというような現状でありますので、限られた人員の中で組織全体効果的にどうやって運営していくかというテーマで大分研究会等をやっていることになります。あとは、基本的にはやはりいろいろな研修って言うのは、組むんですけども、それは、限られた時間の中で、しかも盛りだくさんの内容を盛り込もうとするもんですから、そこで勉強することが目的と言うよりは、勉強するきっかけになるというような形でしか研修の実施というのは、難しいというところになっております。やはり、基本的には職場ではOJTが、基本になると考えておりましたので、先程、若手の育成はどうするか、それから、組織的な努力は、どういう形ですのか、三番目にOJTの在り方についてとそういう形で御検討いただければと考えた次第です。

書記官と調査官は、どういうお仕事をしていらっしゃって、どういう仕組みになっているのか、あるいは検察っていうのは、すごくドラマなんかを見てて分からないんですが、捜査権っていうのはあるんでしょうか。警察は、当然、捜査権ありますよね。警察の方の捜査したことと検察ということとの関連がちょっとよく分からなかったので、もし、分かりやすく教えていただければありがたいと思います。

最初に、書記官と調査官の違いというか役割ですけども、例えば、当事者を呼び出して、来ていただくとか窓口になっているいろいろ問合せがあったときにお答えするとか、それから、法廷に立ち会って調書を作るとかそういう裁判についての事務を担当するのが書記官です。

家庭裁判所の調査官は、ドラマにもなったかと思うんですけども、これは、全く違った職種でして、もともと心理とか社会学を学んでいる方達が主になっておりまして、例えば、少年事件であれば、少年の家族状況とか、そういう背景事情等を調査したり、家事事件ですと、子供がどんな家庭状況で育てられているかとかいうところを現地に臨んで調査したりとか、そういうような形の仕事なので、

家庭裁判所においてはかなり重要な役割を占めております。全く家庭裁判所の調査官と裁判所の書記官とは職種が、違うんですけれども同じ裁判所の職員ですので、やはり、家庭裁判所においては、書記官と調査官連携も必要であるので、一緒に研修所で共に学ぶと、そういうスタンスで新しくできたのが裁判所職員総合研修所なんですけれども、だいたい分かっていただけたでしょうか。

調査官は、一般の裁判ではいらっしゃらない。

離婚とかを扱う人事訴訟というものがあるんですけれども、人事訴訟の裁判では、調査官は関与することがあります。家庭裁判所の家事審判、家事調停、それから少年審判に関与する形になります。検察官と警察官の捜査権については、検察官の方から御説明いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

警察と検察の捜査権の違いについては、私の方から説明させていただきます。捜査権に関しては、警察同様、検察も持っております。分かりにくいと思うんですけれども、基本的には警察等の捜査機関は、第一次捜査機関といって、事件が始まったときから通常テレビ、ドラマ等で御覧のような捜査をしております。検察庁の捜査は、二次的な捜査と言われまして、補充的な捜査が主です。例外的には、特捜部っていう所が、段ボール箱抱えて捜索に入っているのを見ますが、あれは、例外的に警察ではできない事件について特別に検察庁の方が、第一次の捜査から開始するというのをやっているだけです。基本的には、先程話したように、捜査は、第一次捜査機関と言われる警察やその他の捜査機関が行って、事件を検察庁に送ってきます。検察庁では、その送られた事件を裁判にかけかどうかという判断をします。その際に、ここが足りないとか、もう少し補充しなければいけない、あるいはもう一度調べてみないと分からないという所がでてくると、捜査権を行使してそうした補充捜査を行います。そういう意味では同じ捜査をするんですが、検察庁のやっている捜査っていうのは、今話したように裁判にするかどうかを判断するための補充的な捜査が主なんです。だから、二重に捜査してるって言えばそういうことですが、そういった意味でちょっと警察の

捜査とは違ったニュアンスの捜査を行っています。よろしいですかね。

そうすると、検察における捜査は、具体的には検察官がなさるわけではないと思うんですが。

具体的には取り調べとかは、検察官が行います。その他の例えば、先程言った必要な証拠品の押収とかいろんな調査ですね、これは、事務官に指示を出してやってもらうことも多いですね。もちろん場合によっては、検察官が、直接出向いて指揮をする場合もあります。ですから、「刑事と検事とどこが違うんだ。」って言われると、一般の人には、非常に分かりにくいと思います。同じようなことを同じようにやっているようにしかみえない。一般の人からすると、警察で一度話したことを検察庁でまた話聴かれると、「どういうことだ。」と、よく質問であるんですけども、今言ったように警察での調べというのは、とりあえずどういったことが起きたかっていう事実関係を確認する。検察庁では、その事実関係をもとにして法律の処分を受けさせる、つまり刑事処分なんですけど、その裁判にかける際に、もう少し事実判断をつっこんだ所を聴きたいというときに呼んで、あるいは警察で言ったことに間違いがないかどうかを確認したいと、そういうことで取り調べをしますので、ちょっと角度が違うんですが、聴かれる方としては、同じことを聴かれているような気がするようでした。「どうしてですか。」っていうことは、よく質問を受けます。やってることは、そういう趣旨でやってるんです。非常に構造的にわかりにくいことは確かだと思います。多少おわかりいただけましたでしょうか。

お役に立つかわかりませんが、手前どもがやっていることをちょっと御紹介したいと思います。実は、もう6、7年位前から県の教育委員会とタイアップをいたしまして、学校の先生を新聞社で一年間受け入れております。小学校の先生であったり中学校、高校、それと今受け入れているのは、養護学校の先生なんですけど、新聞社の編集部門の業務を一年間、全部やってもらいます。司法クラブにも出ますし行政の取材をしたり文化の取材をしたり、それと紙面の割付等も

経験してもらいます。取材に行きますからいろんな方にいろんな話を聞いてもらって、最初の内は、うちの記者と一緒にくっついていろいろ指導するんですが、そうですね、3ヶ月目位から一人歩きできるようになります。一年間経験してもらいますと非常にいい幅広い体験ができて、それを今度は、学校に持ち帰っていただいて教育現場で子供達に教えていくという体験をしてもらっておりまして、私もサイドから見ているんですが、本当におみえになったときから一年間たってお帰りになる時点で、人間の幅が、かなり広がっているっていうんでしょうか、人付き合いなんかも非常にうまくなる。今の自分の組織と違う所で研修をすることによって、いろんな体験ができるんですね。それが例えば、裁判所の場合には、先程も限られた人数ってお話ございましたから、そうそう簡単に外に一年間もお出しになることは、難しいかもしれませんが、例えば、一ヶ月でも二週間でもそういうような形で外の空気を吸っていただくようなことが、いろんな意味で判断をするときに、見方が一方つかないっていうんですかね幅広くものが見られるような体験がおできになるんだらうと思いますので、外にお出しになることをお考えになってもいいのかなと思います。

そういうことを受けまして現在ですね、先程ちょっと職員の研修についてしか話をしなかったんですけども、裁判官の研修につきましても、司法試験に受かった人達を司法研修所で三者と一緒に研修を受けるわけですけども、その後に裁判官、検察官、弁護士の三つの道に別れていくわけですけども、裁判官になった人に対してもおりおりのグレード研修と実務研修を司法研修所の方でやっております。その他に今は、民間の企業研修、この歴史は、割合と長くてですね10年以上企業研修は、やっていると思うんですけども、企業に長いときは一年間、短くても三ヶ月ずつやってると思うんですけども、それとマスコミの方ですね新聞社それからNHKとか御協力いただきまして、そちらのほうには3週間位派遣していると思います。その他にも他職種経験と言っておりますが、確か2年だったと思いますが、実際、弁護士になるとか外国留学ですね。昔は、留学をする

人は、少なかったんですけども、今は年間で10人以上行っていると思いますけれども、そういう形では、これはシステム化してだいたい3年すぎた判事補は、判事になる前までには必ず他職種、外部経験をするような形になっております。××委員は、どこかいらっしゃったんじゃないですか。

私は、もう10何年前ですけども、日本経済新聞に3週間程行ってまいりまして、なかなかいい経験してきました。やはり、新聞社のかたも事実認定が問題になるんですね。マスコミの方も。いろんな情報が入ってきてそれをそのまま流しては、とんでもない記事を書いてしまうわけですから、その裏付けをどうやっているかとかそういう点では裁判所の仕事と似ている部分があるということと、あとやはり裁判所は、今はしませんけれど、特に昔は、マスコミの方との折衝の仕方が、あまり情報を出さないのもあって、あまりうまくありませんでした。そういうところをやはり環境を保つっていうことが、非常に重要で、最近はもう逆に裁判所が、アピールしなくちゃいけない時代になっているっていうことで、そういう話もいろいろ聞いて参考になったことがあります。

やはり、他人の飯食べるって言うのはいいと思うんですけども、私共は、産業経済とか街作りとか調査研究したり、ずっとやっているんですけども、毎年県庁から1人受け入れておりまして、企画から実際の調査それから編集全部やってもらいます。今27年続いています。お互いにメリットデメリットもあるかもしれませんがメリットを受けています。一つちょっと変な話聞いてもいいでしょうか。

職員ってというか裁判官の場合、刑事畑と民事畑ってというのが、ずっと決まっています、刑事畑の人は、ずっと刑事畑、民事畑の人は、民事畑ということを知っていますけれども、やっぱり両方やっていた方がいいんじゃないかなってというか、民事の人間模様とか、あるいは経済のいろんな模様みたいなものも持ちながら刑事事件をやるとか、そういう方がいいんじゃないかなってというか、市民に入ってもらって市民感覚ってというのが裁判員制度と言えるわけなんですけれども、そういう

分野を固定するっていうのはどうなんですかね。固定しているかどうかは分かりません。固定しているように聞いているんですけど、いろんな経験しているほうがいいんじゃないかなっていうのが、これは私達もそうですし新聞社でもそうですよね。編集やったり営業やったりいろんな経験させてますよね。

いかがですか。

私は、平成5年から13年間ずっと刑事をやっています。裏返せば、平成5年までは、民事をやった時期もありました。ただ、通算しますと民事をやったのは4年間、裁判官なって26年なんですけど、民事だけをやったという期間は4年間。ただその間に、合議事件の左陪席と単独事件も担当しまして、先程お話をした人事訴訟、離婚とかの事件もやってますし、手形事件とか行政事件とかいろんな事件経験させていただきました。それから刑事専門になってからも例えば、地方いきますと家事事件の調停審判、そういったものの応援に行くこともあります。それも離婚とか親子関係の調停、それから遺産分割の事件、そういったものも経験させていただきました。あと私も短い期間ですが、民間企業へ研修にいったことがありますして、私は、三菱商事と東レという2つの企業に短期間行ったんですが、やはり、全く世界が違うといえますか、商事会社は、そもそも間口が広いんですが、まさにミサイルからパチンコのなんか機械のシステムまでいろんなお話を伺いまして、東レでは、今、素材会社としていろいろ研究開発を加えているということを経験させていただきまして、刑事裁判やる上でいろんなそういったものが、役に立っていると感じています。ただ、これはやはり、先程所長からお話ありましたが、1つの刺激であって、モチベーションの1つであって、やはりいろんなものを吸収しようというそういった構えといえますか、姿勢を持ち続けることが大事かなと考えています。

専門的な裁判官がいいのかそうじゃなくていろいろオールマイティでできるほうがいいのかという点については、議論があるところなんですけれども、若いうちにはいろんなことを経験して、適性があるのでだんだん分かれていったり、たま

たま行った先で空いているところが民事しかなかった、刑事しかなかったという偶然に左右されるような場合もあると思うんですけども、弁護士さんの側から見たらどうですか、いろんな経験された裁判官の方がいいのか、やはりベテランの方がやりやすいと思われるのかその辺りはどんなものでしょうか。

多分、モチベーションという意味では、いろんな経験をされたいと皆さん、多分おそらく殆どの裁判官が、思っていらっしゃると思います。なおかつ専門的に、ここはつっこみたいと、知的所有権でやりたいとかですね、テーマをもってやってらっしゃると思います。これからも基本的にはそういうことで進めていく。ただ、やっぱりこの分野に関しては、自分は本当に一生懸命勉強してやっているぞという分野を作りたいっていうことも、裁判官もお考えでいらっしゃると思いますし、これはもう社会、他の職業みな共通してのものだと思います。

先程、××委員から若手の研修教育の話がありましたけれど、中小企業の経営者の方が言っているのは、「人材がない。」と「私の右腕左腕がない。」ということとあわせて「今の若い者は」って必ず言われます。これは、いつの時代も同じだと思います。今、お話いただいたようなことは、だいたい大企業では、教育を相当やっています。中小企業でも社長あるいは管理職になった人は、部下を育てる、教育する責任は私にあるんだと、こんなふうに部下を育てたいというイメージを、メッセージを出すべきだと思います。それを出してないから、若い人達は、指示を待っている。指示されれば、だいたい指示されたことの範囲の90点位はやってくれる。だけど、上司は、明確な指示をしないで「あれやっといってくれよ。」と。あいまいな指示でも、それをちゃんと受け止めてやってくれる部下を期待しているわけです。そのずれがいろんなところであるわけです。私は、やはり5人の部下がいるとすれば、その部下達にはこれからこうして育ててもらいたい、きちっとメッセージをして、指示をしていくことがOJTだろうと思う。それをいろんな形でやらないで「今の若い者は」って、いつているような状況だろうと思う。それをどういうように組み立てていくのか世の中がゆっくり進んで

いるときには間に合っていたんだけど、周りが非常にはやく動いているので戸惑っている。戸惑っている若い人たちは、今まで、子供の時代から何かがあれば親が面倒見てくれる、都合が悪くなれば、辛くなれば、「帰ってこいよ。」と言って親が引き取るような環境で育ってきて20歳になって自立しろと言われても、なかなか難しい。決められたレールを走っているのは、きちんとできるわけですが、踏み外したとき、転んだとき、自ら立ち上がる、起きあがる次のステップができないってというのが、今の若い人達一般だろうと思う。それを上司がきちんと言うことが、必要なんじゃないかと思います。中小企業の経営者の方、管理者の方、年輩者はきちんと言いながら、その事ができたのか、できないのかをフォローして次のところへ更にあげていくような指導努力をする必要があると思います。裁判官の社会は、別世界だと思いますが、できればその別世界の方が、別世界をときどき見てもらうことが大事なのかなと思います。今、××委員がおっしゃったけれども、企業では先生方を預かって、研修を受けてもらっています。企業でも預かりにくい職場が多くなっています。やはり、よその方に入ってもらうには、大変困るという職場もありますし、また、入ってもらえばその社員として外の方と接してもらわなくちゃならないという場合に、どうもそれをお願いするのが無理だという職場があり、銀行なんか最たるものだろうと思います。ごく一部の職場はよいけれど、多くの職場は、やはり入ってもらいにくいような所だろうと思う。そうであっても、できる範囲で、あるレベル以上のところは、交流できるような機会を地域で作らないとまずいと思います。裁判官の場合は、時には検察官になるのか弁護士さんになるのか、そういう近くの職場の経験って言うか社会の経験のほか、できればお役所とか民間企業でもある分野には入らせてもらうというのは、今後、裁判員として民間の人が参加していただくのと、お互い様というような雰囲気をつくらないと交流は難しいのかなと思います。やはり裁判所関係の方は、限られた分野との交流が大事なのかなというような感じを受けています。

ありがとうございます。××委員はいかがですか。

私も長く県の行政に携わっておりましたので、そういう意味では、県は、市町村との交流とか、今××委員がおっしゃってくださったような企業との交流っていうのは長くやっております、私は、市町村長会議とかいうところで裁判員制度の発端ができたという、実は私も長くおりましたけど市町村課と申しますが、そこが担当していたわけで、やはりそういうようなことを思ったときに交流っていうものが、言葉で言うのは簡単なんですけれど、やっぱりその現場でもって経験したことは、長く続くというか、仕事の中身もそうでしょうけれど、それ以上に、人と人との交流っていう部分で長く財産になっていくっていう。最近また市町村課の話の中で、今そういった意味で各市町村合併して92から44になりましたけども、かなりたくさんの方々が助役とか収入役とかその下の課長級でも一時期に比べますとすごい数の県職員が市町村へ出ているわけなんです。それがやはり何年後かにそういった部分でも広がりになってくるのかなと思いますので、今日いみじくも××委員がおっしゃったように、いろんな意味での交流がうまくいくといいなと感じました。

ありがとうございます。この地裁委員会での交流もいつも有意義に思っております。

私は、何か勉強させていただきにきているようなところがありまして、今日もずいぶん今まで知らなかったこと、裁判官の方々がいろんな所に、民間に研修にいくとか初めて知りましたし、いろんなそういう意味では、大変勉強させていただいております。

補足なんですけど、先程の委員長の質問で、職員っていうことだったんで、ちょっと私、概念がですね、大学では教員と職員と分けているものですから、呼び方としてですね、誤解をして申し訳ないんですが。一つは学生の話でいきますと、企業で茨城新聞社とかお願いしてですね、いわゆるインターンシップっていう制度が経産省、文科省それぞれが推奨しております。それを2週間位お願いするよ

うなことをやっております。これはたくさんの企業にお願いしてやっております。それは別として、研修の問題で教員の話なんですけど、多分、外の人には分からない言葉なんですけど、「FD」という言葉があります。「ファカルティー・ディベロップメント」の省略でこれは多分大学の特殊な使い方じゃないかと思うんですけど、要するにこれは、教員の教育を向上させるための研修なんです。要するに実践授業みたいなことで、自分達の授業の中身を互いに紹介し合う、そういうことを「ファカルティー」ですんでこれは「能力」という意味だと思うんですけど、そこでの研修ということでやっております。それから最近では、学生の授業評価っていうのを導入しております、高い評価を得た授業を推奨授業というふうにしておりまして、それぞれ単純に学生が評価高だけでなくて他の教員も推奨できるという授業を年に何人かやっている。その人達に講義をしてもらって更に自分達同僚で勉強するというをやっております。

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

最近、記事でこれはいいなと思ったことがありまして、懲役や禁固に代わって社会奉仕を取り入れると、非常に私は良いことだというふうに思っていますし、選択の自由っていうのはあるんだろうと思うんですけど、専門的な立場から御覧になられて、いろんな量刑のなかに社会奉仕を入れるということについて、どういうふうに専門の皆様方、受け止めているのか、お聞かせいただくとありがたいと思います。

実際に判決でそういうのを命じた例も、これまであったと思います。ただ、それは、高裁でひっくりかえったかもしれません。それは、社会奉仕活動をさせた上で最終的な刑罰を決めるという形の判断だったと思いますが、今回の改正は、社会奉仕活動そのものを刑罰にかえてあるいは刑罰としてということでしょうけど、選択肢が増えるということは私は良いのかなと、最近刑務所の過剰収容の問題もありがとうございますし、刑罰としての程度、人というのはいろんなバリエーションがあってもいいのかなと、ただ、要件とか実際に社会奉仕活動をやったことをどう

いうふうに確認するのかわすねいろんな手続的な問題をクリアできれば私は前向きに考えてもいいのかなという感想をもっております。

少年事件が多いんでしょうかね。そうでもないんですか。

少年事件に関しましては、かなり組織的に取り組んでるところです。地裁委員会なので御紹介するのは、いかがかなとは思ったんですけども、先程、お話ししましたように家裁調査官の研修も担当しておりましたので、そういう研究会などもやっていたんですけども、保護的処分といいまして、例えば、お城の跡の草取りに行ったりとか合宿に行ったりとか、そういう外に出ていろいろな奉仕活動をするということが、現実にあちこちで実施されて効果が上がるというふうになっているんですけども、少年の保護っていう立場からいうと、あまり人前に顔をさらすところがどうかとか、奉仕活動を受け入れてくれる場所が、どの程度あるのかというところとか、人手の問題がありまして付き添いで行かなければならないものですから、どの程度できるかというところが、今課題になっていまして、今後は、拡大する方向にはなっていくんじゃないかと思っております。

色々と話がいつもながら調子がでてきたところに時間切れというふうになって、残念なんですけれども、本当にいろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。これを今後の参考にさせていただきながら教育、研鑽に励んでいきたいと思っております。